

会館運営委員会規則

目 的

第1条 この規則は、本宿自治会所有の自治会館（茅ヶ崎市赤松町3－8番地所在）の運営を円滑に行うため設ける。

委員会の定義

第2条 委員会は、自治会員の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として、会館運営を円滑に行う目的として組織する。

運 営

第3条 委員会は、5名で運営する。委員会の中から会館委員長1名と会計1名を選出する。任期は2年。会館運営管理者は、午前中1名が会館の管理をする。使用後は施錠の確認。会館予約は、必ず所定の用紙に記入し保管管理する。

軽費負担

第4条 自治会員以外の使用については、下記の軽費を負担する。経費については、申込み時に納入する。

- (1) 1階多目的ホール 各500円
 - 午前の部（9時～12時30分）
 - 午後の部（13時～16時30分）
 - 夜間の部（17時～21時）
- (2) 2階和室 各300円
 - 午前の部（9時～12時30分）
 - 午後の部（13時～16時30分）
 - 夜間の部（17時～21時）
- (3) 娛樂室 各500円
 - 午前の部（9時～12時30分）
 - 午後の部（13時～16時30分）
 - 夜間の部（17時～21時）
- (4) カラオケ使用料金 各1,000円
 - 午前の部（9時～12時30分）
 - 午後の部（13時～16時30分）
 - 夜間の部（17時～21時）
- (5) 光熱費、コピー
 - 光熱費負担は各時間帯 100円
 - コピー印刷 白黒 1枚（B5～A3） 10円
 - コピー印刷 カラー1枚（B5～A3） 50円

休館日

第5条 毎週火曜日を休館日とする。

年末の休館日は、12月29日から翌年1月3日迄を休館とする。

使用申込み

第6条 会館の使用を希望する者は、会館利用する団体名を事前登録する。(名前・人数)

経 費

第7条 会館管理する者は、会計が毎月経費の精査をする。

電気代・水道代・ガス代・電話代・その他諸経費。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

本宿自治会運営委員長 2015年3月31日

改定案 会館実行委員